

| 資 金 名   |   | 素材生産等促進資金  |   |
|---|---|--|---|
| 計 画 名   | 合理化計画（事業経営改善計画）を策定し、知事の認定を受ける必要があります。   |  |   |
| 貸 付 対 象 事 業   | ① 素材生産を行うのに必要な資金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施業集約化費用</li> <li>・立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）</li> <li>・作業現場から最終土場までの作業費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</li> <li>・作業委託費</li> </ul>  |   |
|   | ② 素材の引取りを行うのに必要な資金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・輸送費</li> </ul>   |   |
|   | ③ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・輸送費</li> </ul>   |   |
|   | ④ ①から③のいずれかの資金を借り受けようとする者が素材等の加工を行うのに必要な資金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業労賃</li> <li>・電力費</li> <li>・燃料費</li> <li>・木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</li> </ul>   |   |
| 貸 付 対 象 者   | 1 森林組合<br>2 森林所有者（①の資金のみ）<br>3 素材生産業者<br>4 木材製造業者<br>5 木材卸売業者<br>6 木材市場開設者<br>7 2～6の者が組織する団体（注） | ※2～6の者で団体でない場合（単独事業体）は、次の方が対象。<br>(1) 木材の年間取扱量がおおむね1.5千m <sup>3</sup> 以上の者<br>(2) 木材の年間取扱量がおおむね1千m <sup>3</sup> 以上でかつ間伐材等の取扱量が全体のおおむね5割以上の者<br>(3) 新製品の開発等により木材需要の拡大に努めている事業体<br>(4) JAS認証を受けた木材製造業者 |   |
| 利 率（年 利）  | （保証なし） 1. 3 0 %   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事に選定された林業経営体</li> <li>・単独事業体のうち大規模事業体（木材の年間取扱量がおおむね1万m<sup>3</sup>以上）</li> </ul> |
|   | （保証付き） 0. 9 0 %   |  |   |
|   | （保証なし） 1. 5 0 %   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独事業体のうち中規模事業体（木材の年間取扱量がおおむね3千m<sup>3</sup>以上）</li> </ul>                         |
|   | （保証付き） 1. 1 0 %   |  |   |
|   | （保証なし） 1. 6 0 %   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の者</li> </ul>   |
| （保証付き） 1. 2 0 %   |   |  |   |
| ※保証付きの利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用されます。<br><br>※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。 |   |  |   |
| 償 還 期 限   | 1年以内  |  |   |
| 貸 付 限 度 額   | 1億円   | 特認2億円<br>（素材の年平均生産量1万m <sup>3</sup> 以上）<br>（素材の年平均引取量1.5万m <sup>3</sup> 以上）<br>（木材製品の年平均引取量2万m <sup>3</sup> 以上）  |   |
|   |   | ※特認は、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。   |   |
| 取 扱 金 融 機 関   | 鹿児島銀行，南日本銀行，商工中金  |  |   |

（注）

団体のうち法人格を有しない場合は、おおむね4人以上で構成し同一目的を有する組織体（数人共同の事業体）としていますが、次に該当する場合は、2人以上でも可能です。

- (1) 木材の年間取扱量がおおむね3千m<sup>3</sup>以上の者
- (2) 間伐に係る素材生産、素材の購入・加工等の事業を計画する者
- (3) JAS認証を受けた木材製造業者（1年以内に認証を受けることが確実な者を含む）

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 資 金 名       | 新規需要創出資金   |  |
| 計 画 名       | 合理化計画（事業経営改善計画）を策定し、知事の認定を受ける必要があります。                    |  |
| 貸 付 対 象 事 業 | ① 素材の引取りを行うのに必要な資金                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・素材の引取りに必要な輸送費</li> </ul>          |
|             | ② 木材製品の引取りを行うのに必要な資金                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・製材等の引取りに必要な輸送費</li> </ul>        |
|             | ③ 素材等の加工を行うのに必要な資金                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業労賃 ・ 電力費 ・ 燃料費</li> <li>・木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</li> </ul> |
| 貸 付 対 象 者   | 1 木材の新規需要の創出が見込まれる木材製品(注1)を生産する木材製造者<br>2 1の者が組織する団体(注2) | ※1の者で団体でない場合(単独事業体)は、製品の生産量の増加が見込める必要があります。  |
| 利 率 ( 年 利 ) | (保証なし) 1. 30%  | ※保証付きの利率は、債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。<br>※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。                                |
|             | (保証付き) 0. 90%  |  |
| 償 還 期 限     | 1年以内   |  |
| 貸 付 限 度 額   | 1億円  |  |
| 取 扱 金 融 機 関 | 鹿児島銀行, 南日本銀行, 商工中金                                       |  |

(注1)

木材製品とは、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるもので、次に掲げるもの。

- ・製材 ・ 合板 ・ 集成材 ・ 単板積層材 ・ 防腐, 防虫, 耐火処理剤 ・ 直交集成板
- ・木質チップ, ペレット ・ その他林野庁長官が承認した製品

(注2)

団体のうち法人格を有しない場合は、2人以上で構成し同一目的を有する組織体(数人共同の事業体)としています。

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 資 金 名  | 木材高度加工資金  |  |
| 計 画 名  | 合理化計画（構造改善計画）を策定し、知事の認定を受ける必要があります。   |  |
| 貸付対象事業 | ① 木材の加工を行うのに必要な資金<br>・作業労賃 ・電力費 ・燃料費 ・その他<br>② 素材の購入に必要な資金<br>・購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）<br>・輸送費<br>※JAS無垢材に係るものに限る。<br>③ ①、②の資金を利用する者への原材料(素材又は木材製品)の供給に必要な資金<br>【素材生産に必要な資金】<br>・立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)<br>・作業現場から最終土場までの作業費用(作業道の開設又は改良に必要な費用等を含む。)<br>・輸送費<br>【素材・木材製品の購入に必要な資金】<br>・購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)<br>・素材の引取りの輸送費<br>【素材等の加工に必要な資金】<br>・作業労賃 ・電力費 ・燃料費 ・その他 |  |
| 貸付対象者  | 【①又は②の資金】<br>1 右の施設又は設備を導入している木材製造業者（木材の年間取扱量がおおむね3千m <sup>3</sup> 以上）<br>2 合併等により新たに設立された事業者（木材の年間取扱量がおおむね5千m <sup>3</sup> 以上）<br>3 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う者<br>【③の資金】<br>①又は②の資金を利用する者と協定等を締結し、原材料(素材又は木材製品)を供給する者で次のもの<br>1 素材生産業者<br>2 木材卸売業者<br>3 木材市場開設者等<br>4 1～3の者が組織する団体(注)   | 【施設又は設備】<br>・集成材製造施設<br>・人工乾燥施設<br>・薬剤処理施設<br>・プレカット加工施設<br>・製材用省力化設備<br>・合板用省力化設備 など<br>※団体でない場合(単独事業者)は、次の方が対象。<br>(1) 木材の年間取扱量がおおむね3千m <sup>3</sup> 以上の者<br>(2) 新製品の開発等により木材需要の拡大に努めている事業者<br>(3) JAS認証を受けた木材製造業者 |
| 利率（年利） | (保証なし) 1. 30%<br>(保証付き) 0. 90%  | ※保証付きの利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用されます。<br>※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。  |
| 償還期限   | 1年以内  |  |
| 貸付限度額  | 1億円   | 特認2億円<br>(JAS無垢材の製造を行う者)<br>※特認は、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。   |
| 取扱金融機関 | 鹿児島銀行、南日本銀行、商工中金  |  |

(注)

団体のうち法人格を有しない場合は、おおむね4人以上で構成し同一目的を有する組織体（数人共同の事業体）としていますが、次に該当する場合は、2人以上でも可能です。

(1) JAS認証を受けた木材製造業者（1年以内に認証を受けることが確実な者を含む）

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 資 金 名       | 林業経営高度化推進資金  |   |
| 計 画 名       | 林業経営改善計画を策定し、知事の認定を受ける必要があります。   |   |
| 貸 付 対 象 事 業 | ① 造林に必要な資金   | ・ 作業労賃 ・ 苗木代 ・ 燃料費<br>・ 機械・施設の使用料 ・ 作業委託費   |
|             | ② 素材生産の請負事業費   | ・ 請負契約に基づく前渡金、中間払金<br>・ 契約を行うために必要な作業労賃   |
| 貸 付 対 象 者   | <p>【①の資金】<br/>林業を営む者（森林組合、林業事業者、造林公社等）</p> <p>【②の資金】<br/>1 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者<br/>2 知事が認定した中核組合</p> |   |
| 利 率 （ 年 利 ） | （保証なし） 1. 60%  | ※保証付きの利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用されます。<br>※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。 |
|             | （保証付き） 1. 20%  |   |
| 償 還 期 限     | 1年以内   |   |
| 貸 付 限 度 額   | 5千万円   | 特認1億5千万円<br>（造林の年間施業面積500ha以上）  |
|             |  | ※特認は、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。  |
| 取 扱 金 融 機 関 | 鹿児島銀行、南日本銀行、商工中金   |   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 資 金 名   | 伐採・造林一貫作業推進資金                                      |   |
| 計 画 名   | 林業経営改善計画を策定し、知事の認定を受ける必要があります。                     |   |
| 貸付対象事業<br><br>※一貫的に作業をする場合に限りです。  | ① 素材生産を行うのに必要な資金                                   | ・立木購入代金(前渡金, 予約金等を含む。)<br>・作業現場から最終土場までの作業費用<br>(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)        |
|   | ② 造林を行うのに必要な資金                                     | ・作業労賃 ・苗木代 ・燃料費<br>・機械・施設の使用料 ・作業委託費  |
| 貸付対象者   | 1 森林組合(連合会を含む)<br>2 森林所有者<br>3 素材生産業者(その組織する団体を含む) |   |
| 利率(年利)<br><br>※保証付きの利率は、債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。<br><br>※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。 | (保証なし) 1. 30%                                      | ・知事に選定された林業経営体  |
|   | (保証付き) 0. 90%                                      |   |
|   | (保証なし) 1. 50%                                      | ・上記以外の者   |
|   | (保証付き) 1. 10%                                      |   |
| 償還期限  | 1年以内   |   |
| 貸付限度額   | 1億円  | 特認2億円<br>(素材の年平均生産量1万m <sup>3</sup> 以上)<br><br>※特認は、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。 |
|   |  |   |
| 取扱金融機関  | 鹿児島銀行, 南日本銀行, 商工中金                                 |   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 資 金 名   | 木材安定供給資金  |  |
| 計 画 名   | 木安法事業計画(資金計画を含む)を策定し、知事の認定を受ける必要があります。  |  |
| 貸付対象事業<br>※森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して木安法事業計画を作成する必要あり | ① 素材生産を行うのに必要な資金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施業集約化費用</li> <li>・立木購入代金(前渡金, 予約金等を含む。)</li> <li>・管理経営法第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料</li> <li>・作業現場から最終土場までの作業費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)</li> <li>・作業委託費</li> <li>・管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料</li> </ul> |
|   | ② 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入代金(前渡金, 予約金, 木材市場における決済資金等を含む。)</li> <li>・輸送費</li> <li>・作業労賃 ・電力費 ・燃料費</li> </ul>  |
|   | ③ 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入代金(前渡金, 予約金, 木材市場における決済資金等を含む。)</li> <li>・輸送費</li> <li>・作業委託費</li> </ul>   |
|   | ④ 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業労賃 ・燃料費</li> <li>・機械・車両の使用料及び維持費用</li> </ul>   |
|   | ⑤ 木材製品利用事業を行うのに必要な資金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入代金(前渡金, 予約金, 木材市場における決済資金等を含む。)</li> <li>・輸送費</li> <li>・作業労賃 ・電力費 ・燃料費</li> </ul>  |
| 貸付対象者   | 1 森林所有者等<br>2 木材利用事業者等<br>3 木材卸売業者<br>4 木材市場開設者<br>5 木材の輸送業者<br>6 木材製品利用事業者等            | ※1については、①, ③の資金に限る<br>※2については、②, ③の資金に限る<br>※3については、③の資金に限る<br>※4については、③の資金に限る<br>※5については、③, ④の資金に限る<br>※6については、③, ⑤の資金に限る   |
| 利率(年利)  | ※保証付きの利率は、債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。<br>※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。 | (保証なし) 1.30%<br>(保証付き) 0.90%   |
| 償還期限  | 1年以内  |  |
| 貸付限度額   | 3億円   | ※林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額  |
| 取扱金融機関  | 鹿児島銀行, 南日本銀行, 商工中金  |  |